

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日は、
休みの日、
が翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

◇告 示 国民健康保険法による登録があつたものとみなされるも

他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
土地の用途廃止

◇公安告示 道路交通の規制に関する規程の一部改正

規 則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十七号

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則(昭和四十一年十一月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

農村青年経営安定資金の種類	貸付期日
一 果樹部門の経営の安定に要する資金	部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年が行なう当該資金の償還の第一回目及び第二回目の期日
二 酪農部門の経営の安定に要する資金	部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年が行なう当該資金の償還の第一回目及び第二回目の期日
三 肉用牛(繁殖牛に限る。)部門の経営の安定に要する資金	部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年が行なう当該資金の償還の第一回目の期日
四 養蚕部門の経営の安定に要する資金	部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年が行なう当該資金の償還の第一回目の期日
五 花卉(草木類を除く。)部門の経営の安定に要する資金	部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年が行なう当該資金の償還の第一回目の期日
六 肉用牛(繁殖牛を除く。)部門の経営の安定に要する資金	部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年が行なう当該資金の償還の第一回目の期日
七 養豚(繁殖豚に限る。)部門の経営の安定に要する資金	部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年が行なう当該資金の償還の第一回目の期日
八 特用作物部門の経営の安定に要する資金	部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年が行なう当該資金の償還の第一回目の期日

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日以後に部門経営開始資金の貸付けの決定を受けた農業後継者たる農村青年に対して県信連が貸し付ける農村青年経営安定資金に係る利子補給から適用する。

(経過措置)

2 昭和四十四年四月一日前に部門経営開始資金の貸付けの決定を受けた農業後継者たる農村青年に対して県信連が貸し付ける農村青年経営安定資金に係る利子補給及びこの規則施行の際現に県信連が貸し付けている農村青年経営安定資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

告示

鳥取県告示第六百五十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により、同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国医第一四五六号	松 岡 功	昭和四十四年十月 六日
鳥国薬第一二二一号	岡 田 香穂子	" 十三日

鳥取県告示第六百五十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の

規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
牧 田 医 院	倉吉市東町	全国	昭和四十四年十月十五日
大石小児科医院	西仲町 二六四七	"	"
篠 原 医 院	日野郡溝口町長山 一五二の一	"	"
上村整形外科医院	鳥取市戎町 一〇六番地	"	三十日
新田外科・胃腸科医院	米子市中島 三九二の七	"	十一月一日
山口外科医院	夜見町 二七八六の四	"	"

鳥取県告示第六百六十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十月二十九日から用途廃止した。

昭和四十四年十一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
"	西伯郡大山町所子字飛橋三〇七番地先から	一五二・〇三	道路敷
"	三一六番地先まで		
"	三〇八番地先から	一一一・二二	"
"	三〇三番地先まで		
"	三三〇番地先から	九八・八〇	水路敷
"	三二五ノ一番地先まで		
"	三一五番地先から	一四六・九九	"
"	三一八番地先まで	四四・八八	"
"	字紺台二八〇番地先	四二・七〇	"
"	二八二ノ二番地先	二二・四〇	"
"	二八二ノ一番地先		

鳥取県告示第六百六十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十月二十九日から用途廃止した。

昭和四十四年十一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
"	鳥取市徳尾字下山崎一八〇番地先から	一四八・四〇	道路敷
"	一七八ノ一番地先まで		
"	五五二番地先から	一七八・九六	"
"	一九〇ノ一番地先まで		
"	五五三番地先から	一、〇〇六・八九	水路敷
"	一七六次一番地先まで		

鳥取県告示第六百六十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十月二十九日から用途廃止した。

昭和四十四年十一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
"	鳥取市湖山町字産水上ノ上道一、六一一四ノ三番地先から	一〇一・四六	道路敷
"	一、六四〇番地先まで		

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十二号

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号）の一部を次のように改正し、昭和四十四年十一月十一日から施行する。

昭和四十四年十一月十一日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

別表第一の一の三を次のように改める。

- 3 県道福部鳥 卯垣二七〇番一
取線 先から立川町五丁 八〇〇
の間 目一五三番先まで
- 大型自動車 七時三〇分
(大型乗用 八時三〇分)
自動車を除く 及び
大型特殊自 動車 び
で 一四時か

別表第十の一中63を64とし、48から62までを1ずつ繰り下げ、47を次のように改める。

- 47 卯垣一五三番一先
- 48 “ 二七〇番一先

丸山商店横
前橋西側三差路

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】